

# 山梨県公報

第九百三十三号

平成二十年

十一月二十日

木曜日

## 目次

保安林の指定の解除の予定……………	六四三
家畜伝染病予防法に基づく家畜の検査の実施の一部を改正する告示……………	六四三
腐蛆病のまん延を防止するためみつばち等の移動を禁止する区域の指定の解除(二件)……………	六四三
建築基準法に基づく道路位置指定……………	六四三
<b>公 告</b>	
特定非営利活動法人の設立の認証申請……………	六四四
指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知……………	六四四
公共測量の実施……………	六四五
建築基準法に基づく公開による意見の聴取の実施(二件)……………	六四五
開発行為に関する工事のうち公共施設に関する工事の完了について(二件)……………	六四六
<b>人事委員会</b>	
住居手当に関する規則等の一部を改正する規則……………	六四六
<b>正 誤</b>	
平成十二年三月三十一日付号外第十八号中……………	六四七

## 告 示

### 山梨県告示第四百八十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成二十年十一月二十日

山梨県知事 横 内 正 明

#### 一 解除に係る保安林の所在場所

甲州市塩山上萩原字萩原山四七八三の九五〇から四七八三の九五三まで(以上四筆国有林)、四七八三の六七七(国有林。次の図に示す部分に限る。)

#### 二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を山梨県庁及び甲州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 山梨県告示第四百八十五号

家畜伝染病予防法に基づく家畜の検査の実施(平成二十年山梨県告示第百号)の一部を次のように改正する。

平成二十年十一月二十日

山梨県知事 横 内 正 明

本則の表高病原性鳥インフルエンザの発生予防のための項中「千羽以上の採卵鶏」を「百羽以上の家きん(鶏、あひる、うずら及び七面鳥をいう。以下この項において同じ)」、「採卵鶏で」を「家きんで」に改める。

#### 附 則

この告示は、平成二十年十一月二十日から実施する。

### 山梨県告示第四百八十六号

山梨県家畜伝染病のまん延防止に関する規則(昭和三十一年山梨県規則第五十二号)第四条第一項の規定による腐蛆病のまん延を防止するためみつばち等の移動を禁止する区域の指定(平成二十年山梨県告示第四百五十四号)は、解除する。

平成二十年十一月二十日

山梨県知事 横 内 正 明

### 山梨県告示第四百八十七号

山梨県家畜伝染病のまん延防止に関する規則(昭和三十一年山梨県規則第五十二号)第四条第一項の規定による腐蛆病のまん延を防止するためみつばち等の移動を禁止する区域の指定(平成二十年山梨県告示第四百五十五号)は、解除する。

平成二十年十一月二十日

山梨県知事 横 内 正 明

### 山梨県告示第四百八十八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県富士・東部建設事務所(富士吉

田支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年十一月二十日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の位置  
南都留郡忍野村忍草字土手下九四九番一
- 二 道路の幅員  
四・五メートル
- 三 道路の延長  
三四・九五メートル

## 公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請  
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十年十一月二十日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 申請のあった年月日 平成二十年十月二十八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
- 1 名称 特定非営利活動法人 ナチュラライフサポート・七色
- 2 代表者の氏名 清水佐知子
- 3 主たる事務所の所在地 山梨県中央市下三條千番地十
- 4 定款に記載された目的  
この法人は、在宅で療養生活を営む疾病、或は障害を持つ子供からお年寄りと、それを支える家族介護者まで全ての方が、心身ともに健やかに、その人らしく自然な姿で、尊厳ある生活が送られるよう、保健・医療・福祉に関する相談及び具体的な支援活動を行う。又、講演会やセラピー活動を通じ、広く社会全体の心身の健康維持・増進・豊かさの創造に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成二十年十月二十九日から同年十二月二十八日まで

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する第三十

条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を笛吹市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十年十一月二十日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
笛吹市芦川町上芦川字並松二〇〇七(次の図に示す部分に限る。)	河野寅一、原秀子、飯高留義、霜村又太郎、原安義、霜村陟徳、河野政春、市川大海、市川徳義、原正延
笛吹市芦川町上芦川字中の入一六九四の一	河野寅一、原秀子、飯高留義、霜村又太郎、河野政春、霜村茂利、市川大海、市川徳義、原正延
笛吹市芦川町上芦川字中の入一六九四の一〇、一六九四の二、一六九四の三、一六九四の四、一六九四の五、一六九四の六、一六九四の七、一六九四の八、一六九四の九	河野寅一、原秀子、市川卯作、飯高留義、霜村又太郎、丸山清秀、河野政春、霜村茂利、霜村正徳、市川大海、市川徳義、原正延
笛吹市芦川町上芦川字水出一六九六の二(次の図に示す部分に限る。)	原秀子、霜村秀春、河野ため、霜村又太郎、市川薫由、霜村勝徳、古屋俊夫、市川徳義、原正延、原幸雄
笛吹市芦川町上芦川字松尾二〇〇六	小林秀一、丸山國光、野澤幸雄、丸山利幸、飯高林、飯高正明、丸山関松
笛吹市芦川町上芦川字水出一七〇一の一、一七〇一の五、一七〇一の六、一七〇一の二〇、一七〇一の七	市川薫由

笛吹市芦川町上芦川字水出一七〇七の二、一七〇八の二、一七〇九、一七〇九の二	原正信
笛吹市芦川町上芦川字水出一七四五、一七四六、一七四七、一七四八、一七五八	市川正安
笛吹市芦川町上芦川字水出一七三二、一七五〇、一七五一、一七五二、一七五三、一七五四、一七五六、一七五七	原久徳
笛吹市芦川町上芦川字品沢一七六四	東林寺

二 保安林として指定された目的  
水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めぬ。
  - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び笛吹市役所に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の予定告示

平成二十年九月二十二日山梨県告示第四百十一号

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、平成二十年十一月十一日付けで山梨県土地改良事業団体連合会会長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成二十年十一月二十日

山梨県知事 横 内 正 明

一 作業種類 公共測量（デジタルオルソ撮影二千五百分の一、デジタルオルソ画像データ作成）

二 作業期間 平成二十年十月一日から平成二十一年三月二十六日まで  
三 作業地域 県下全域（笛吹市、西八代郡市川三郷町及び南巨摩郡身延町を除く。）

● 建築基準法に基づく公開による意見の聴取の実施

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十八条第十四項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行う。

平成二十年十一月二十日

山梨県知事 横 内 正 明

一 意見の聴取を行う日時

平成二十年十一月二十五日 午後二時三十分

二 意見の聴取を行う場所

富士吉田市竜ヶ丘三丁目四番三九号 コミュニティ供用施設竜ヶ丘会館二階集會室

三 許可しようとする建築物の計画内容

1 建築物の位置 富士吉田市竜ヶ丘一丁目八八番四五〇号（第一種住居地域）

2 建築物の内容 建築基準法第四十八条第五項の規定による許可に係る自動車修理工場（鉄骨造平屋建て床面積九八・一平方メートル）の新築

● 建築基準法に基づく公開による意見の聴取の実施

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十八条第十四項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行う。

平成二十年十一月二十日

山梨県知事 横 内 正 明

一 意見の聴取を行う日時

平成二十年十一月二十五日 午前十時

二 意見の聴取を行う場所

中央市成島二千二百六十六番地 中央市役所玉穂庁舎第二三会議室

三 許可しようとする建築物の計画内容

1 建築物の位置 中央市下河東字中窪三〇七番四の一部、三〇七番七の一部、三〇七番八の一部、三〇七番九の一部、三〇八番一の一部、三〇八番二の一部（中央市下河東四十五街区四 二画地、四 三画地、四 四画地）（第一種中高層住居専用地域）

2 建築物の内容 建築基準法第四十八条第三項の規定による許可に係る電気操作室（鉄筋コンクリート造平屋建て床面積八二・〇〇平方メートル）の新築

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について  
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。  
 平成二十年十一月二十日

- 山梨県知事 横 内 正 明
- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
 中央市東花輪字整理地一三六九の一、一三六九の二、一三六九の三、一三六九の四、一三六九の五、一三六九の六、一三六九の七、一三六九の八、一三六九の九、一三六九の一〇及び一三六九の一の区域
  - 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を中北建設事務所及び中央市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
 中央市布施千八百五十七番地 有限会社アート 取締役社長 有泉豊子

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について  
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。  
 平成二十年十一月二十日

- 山梨県知事 横 内 正 明
- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
 中巨摩郡昭和町河西字大林五一三の一、五一三の二、五一三の三、五一三の四、五一四の一、五一四の二、五一四の三、五一四の四、五一四の五、五一五の一、五一五の二、五一五の三、五一五の四、五一五の五、五一五の二及び五一五の三の区域
  - 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり

水道

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を中北建設事務所及び昭和町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
 甲府市東光寺一丁目四番十号 株式会社ハヤノ通商 代表取締役 早野潔

人事委員会

山梨県人事委員会規則第五十号  
 住居手当に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。  
 平成二十年十一月二十日

山梨県人事委員会  
 委員長 渡 邊 貢

住居手当に関する規則等の一部を改正する規則  
 （住居手当に関する規則の一部改正）

第一条 住居手当に関する規則（昭和四十九年山梨県人事委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条 第一号二を次のように改める。  
 二 沖縄振興開発金融公庫

（山梨県職員勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正）

第二条 山梨県職員勤務時間、休日及び休暇に関する規則（昭和二十八年山梨県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第十条の二第二項第一号を次のように改める。  
 一 沖縄振興開発金融公庫

（山梨県学校職員勤務時間等に関する規則の一部改正）

第三条 山梨県学校職員勤務時間等に関する規則（昭和四十四年山梨県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第九条の二第二項第一号を次のように改める。  
 一 沖縄振興開発金融公庫

（山梨県職員の留学費用の償還に関する規則の一部改正）

第四条 山梨県職員の留学費用の償還に関する規則（平成十九年山梨県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号を次のように改める。

一 沖繩振興開発金融公庫  
附則

この規則は、公布の日から施行する。

## 正 誤

平成十二年三月三十一日山梨県規則第五十一号（山梨県中小企業高度化資金貸付規則）  
四ページ上段終わりから十六行目、十四行目中  
「二 特定中小企業団体、企業組合、協業組合、公益法人又は商工会等その運営に責任を持つ役員全員（当該役員が二人以下の場合にあつては、当該役員に県内に住所を有する者が知事が承認するものを加え三人）」は、「二 特定中小企業団体、企業組合、協業組合、公益法人又は商工会等 その運営に責任を持つ役員全員（当該役員が二人以下の場合にあつては、当該役員に県内に住所を有する者が知事が承認するものを加え三人）」の誤り。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号  
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番